

第43回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年1月25日(木) 午後1時30分から午後2時55分

開催場所 姫路市役所 本館10階 大会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡 潤	欠席		
4	中塚良幸	出席		
5	田摩仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席	○	
12	高濱宏章	出席	○	
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

## 議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 合意による解約等の通知について
- 報告第4号 県許可案件の許可状況について
- 追加議案 農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積  
(別段面積)について

(令和3年1月25日 午後1時30分)

議長 それでは只今から、第42回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。なお、福岡委員より欠席のご連絡をいただいているおります。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を萩原委員と高瀬委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1~P2)を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が7件提出しております。

1番、5番、6番が都市計画区域外の案件、2番が市街化区域の案件である外は、調整区域の案件となっております。

1番です。

家島町宮の畠42haにつきまして、家島町宮の[REDACTED]より、「平成5年以前より、自宅敷地の一部として利用している」との申請です。

2番です。

南歎町の田11haにつきまして、御立西二丁目の[REDACTED]より、「平成9年以前より、露天駐車場として利用し

ている」との申請です。

3番です。

相野の畠127m<sup>2</sup>につきまして、熊本市の[REDACTED]より、「平成10年以前より、住宅と倉庫の敷地及び進入路として利用している」との申請です。

4番です。

林田町松山の畠19m<sup>2</sup>につきまして、林田町松山の[REDACTED]より、「平成元年以前より、進入路として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町前之庄の田585m<sup>2</sup>につきまして、夢前町前之庄の[REDACTED]より、「平成10年以前より、自家敷地として利用している」との申請です。

6番です。

夢前町前之庄の田31m<sup>2</sup>につきまして、神戸市の[REDACTED]より、「平成10年以前より、雑種地となっている」との申請です。

7番です。

飾東町豊園の田813m<sup>2</sup>につきまして、城北新町二丁目の[REDACTED]より「平成9年以前より、山林となっている」との申請です。

以上、非農地確認7件につきまして、いずれの案件も、現況は申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第1号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号（P3～P6）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、15件の申請が提出されております。

2番と8番が都市計画区域外の案件、4番5番と9番10番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっており、1番が現在耕作面積0m<sup>2</sup>の方の案件、2番と3番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、4番以降がすでに下限面積を超えている方の案件

となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸入の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておりません。

該受人・借人は、いずれも「個人」であり、「該受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。

「通作距離」につきましては、1番が約81m、2番が約500m、4番5番が約700m、9番10番が約500m、11番が約91m、12番が約1.8km、14番が約61mとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

山田町多田と船津町の田4筆計4,026m<sup>2</sup>につきまして、加西市の■が、山田町多田の■より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m<sup>2</sup>を超える4,026m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

2番です。

夢前町古知之庄の田1,851m<sup>2</sup>につきまして、夢前町杉之内の■が、大津区天神町の■より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000m<sup>2</sup>を超える4,146m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

3番です。

飾東町山崎の田1,280m<sup>2</sup>につきまして、飾東町山崎の■が、猪名川町の■より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m<sup>2</sup>を超える3,512m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「蕎麦」となっております。

4番5番です。

庄畠区才の田2筆計98.3m<sup>2</sup>につきまして庄畠区西蒲田の■が、庄畠区西蒲田の■より、「交換したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、■の耕作面積は、3,577m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

6番です。

書写の田1, 074m<sup>2</sup>につきまして、書写の[REDACTED]が、上手野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は18, 450m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

7番です。

相野の畑58m<sup>2</sup>につきまして、相野の[REDACTED]が、熊本市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3, 139m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

8番です。

安富町三森の田726m<sup>2</sup>につきまして、安富町三森の[REDACTED]が、たつの市の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は7, 753m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

9番10番です。

花田町加納原田の田2筆計2, 326m<sup>2</sup>につきまして、花田町上原田の[REDACTED]が、御国野町深志野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、3, 721m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

11番です。

御国野町深志野の田2筆計815m<sup>2</sup>につきまして、飾磨区都倉一丁目の[REDACTED]が、御国野町深志野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、13, 356m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

12番です。

別所町佐土新の田1, 447m<sup>2</sup>につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、東京都目黒区の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、54, 533m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

13番です。

飾東町八重畑の田495m<sup>2</sup>につきまして、飾東町八重畑の[REDACTED]が、飾東町八重畑の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、52, 310m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

14番です。

豊富町神谷の田768m<sup>2</sup>につきまして、香寺町中仁野の[REDACTED]が、豊富町神谷の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、5,200m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

15番です。

船津町の田1,012m<sup>2</sup>につきまして、船津町の[REDACTED]が、船津町の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、8,816m<sup>2</sup>になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

以上、北東部地区農政協議会におきまして、1番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請15件19筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

岡本委員

12番の案件ですが、最初の申請から1年半ほどが経ち、以降、毎月同じ方が周辺農地を購入し続け、作付作物は果樹を植えられるとのことでしたが、未だに一本の木も植えていないことですが、何か問題はないのですか？

議長

まず、この方が購入された農地については、草刈りは行っており、耕作放棄地となっておりませんし、購入された農地の中で、水路の工事を行っているとの報告も受けております。また、何も植えていないからといって、許可しないとすることができる規約もありません。

大塚委員

事務局、この方に、早急に何か植えるよう依頼することはできますか？

事務局

そのように伝えてみます。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、1番が事情聴取、その外については承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

事務局

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

議案第3号（P8）を説明する。

（農地法第4条の規定による許可申請について）

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は2件提出されております。

どちらも夢前町又坂の[REDACTED]に関する案件ですので、一括でご説明させていただきます。

都市計画区域外の夢前町又坂の畝744m<sup>2</sup>につきましては、夢前町又坂の[REDACTED]が、「[REDACTED]の駐車場にしたい」との転用の申請と、同じく夢前町又坂の畝309m<sup>2</sup>につきましては、夢前町又坂の[REDACTED]が、「[REDACTED]の敷地にしたい」との転用の申請です。

現況は既に「露天駐車場」及び「[REDACTED]」となっており、そのことについて始末書が添付されております。

申請地の農地区分は、1番がその他の農地の「第2種農地」、2番が住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」については、1番については該当がなく、2番については地上権者の同意書が添付されております。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」については、どちらも隣接宅地等と一体利用して福祉施設として利用することとなっております。

「事業内容」につきましては、1番が車30台分の露天駐車場、2番が福祉施設の敷地となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、1番が造成済み、2番が建築済みのため不要となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

以上、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請2件2筆につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 「[REDACTED]」。

議長 なければ、議案第3号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号(P7)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

調整区域の山田町南山田の田1、363m<sup>2</sup>につきまして、山田町南山田

の [ ] が、田寺七丁目の [ ] より「購入して貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、申請地へ進入する際に通る水路の地権者である [ ] の通行承諾の同意が有りとなっております。

「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、該当がありません。

「事業内容」につきましては、自らが代表を務める [ ] の従業員用駐車場として、普通車31台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては、該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

なお、この案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えていたため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としましては、「許可相当」となっております。

以上、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第5条の規定による許可申請1件1筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第4号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P8)を説明する。

[相続税等納税猶予適格者証明について]

相続税等納税猶予適格者証明について、この度は1件提出されております。

飾磨区英賀春日町の [ ] が所有されておりました市街化区域の

農地 2 筆を、[REDACTED] が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、1番は畑として野菜が作付けされており、2番は果樹が植えられています。

なお、1番の農地につきまして、持分 3 分の 1 は [REDACTED] 所有の農地であり、この度は、[REDACTED] が所有されていました持分 3 分の 2 につきまして、申請が提出されております。

中南部地区農政協議会において、担当委員より「適当である」との意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第 5 号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「相続税等納稅猶予適格者証明」については許可とします。

次に報告事項に入ります。

報告第 1 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号 (P 9 ~ P 10) を説明する。

(農地法第 4 条の規定による届出の専決について)

農地法第 4 条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の 4 条転用案件で、この度は、12月 11 日から 1 月 7 日の間に受け付けたもの、資料 9 頁と 10 頁の 8 件 12 筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第 1 号について、確認とさせていただきます。

次に報告第 2 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第 2 号 (P 11 ~ P 16) を説明する。

(農地法第 5 条の規定による届出の専決について)

農地法第 5 条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の 5 条転用案件で、こちらも、12月 11 日から 1 月 7 日の間に受け付けたもの、資料 11 頁から 16 頁の 27 件 45 筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

……  
それでは、報告第2号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P17～P19）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が5件、使用貸借契約の解約の通知が11件、計16件の通知がございました。

利用権に関するものは4件で、そのうち農地中間管理事業に該当するものは3件です。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1番と2番が「離作料金の支払い」、3番から5番が「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

……

それでは、報告第3号について、確認とさせていただきます。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P20～P21）を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、9月と11月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

12月14日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。  
以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、何かご質問等ございませんか。

各委員

……

それでは、報告第4号について、確認とさせていただきます。

議長

次に、追加議案「農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積（別段面積）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

追加議案（別紙）を説明する。

〔農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積（別段面積）について〕

追加議案を配布させて頂いておりますので、そちらをご覧ください。

農地法第3条許可の審査基準の1つであります「下限面積」につきましては、農業経営の効率化の面から一定以上の耕作面積が必要であるとされ

ており、農地法第3条では、北海道以外の都府県では50aと定められておりますが、農業への新規参入を進める観点から、各市町の農業委員会が独自に「下限面積（別段面積）」を定めることが認められております。

この「別段面積」につきましては、毎年修正の必要性を検討することされており、この度も、今月の各地区農政協議会において、見直しについてご協議頂きました。

現在、姫路市におきまして、農地法施行規則第17条第1項の規定による別段面積として、市街化区域及び家島町については10a、それ以外の区域については30aと定めておりますが、各地区農政協議会におきましては、いずれも、「現行どおりとする」とのご意見でございました。

ただし、北西部地区農政協議会におきましては、「新規就農者で、ビニールハウスでの野菜栽培をする場合、30aの面積は広すぎるため、下限面積を引き下げる必要がある」との意見がございました。

つぎに、空き家バンクに登録された空き家に付随する小規模な農地について、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、特別に下限面積を引き下げることにつきましては、北西部地区農政協議会および北東部地区農政協議会より、「空き家バンクに登録された空き家に付隨する小規模な農地については、100m<sup>2</sup>に下限面積を引き下げ、状況に応じた対応をとるべき」との意見がございましたので、今回、農地法施行規則第17条第1項とともに議案として、上程させて頂いております。

以上、「農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積（別段面積）」につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

尾川委員

農業委員会で下限面積を引き下げてもらわないと、空き家対策が進まないと地元からも強い要望が出ております。

したがって、ベースとなる下限面積は、現行どおりの30aとしつつ、空き家バンクに登録された空き家に付隨する農地については、下限面積をもっと下げていただきたい。

大塚委員

仮に、空き家バンクに登録された空き家に付隨する農地について、下限面積を100m<sup>2</sup>に引き下げたとして、その農地を取得する新規農家の方に対しても事情聴取は必要ですか？

事務局

100m<sup>2</sup>でも、新規農家の場合、事情聴取は必要であると考えております。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、追加議案について、事務局の案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、追加議案は承認致します。

本日の議案は以上です。

事務局、他に連絡事項等はありますか。

各 委 員 特にありません。

議 長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時55分 終了)

議事録署名委員

(議長) 岸 本 英 夫

---

(署名委員) 萩 原 和 好

---

(署名委員) 高 漢 宏 章

---